



議案第八十九号

穴鴨地区農道整備事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）の
経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり農道整備事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に
関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本
議会の承認を求めらる。

昭和五十五年九月十八日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十五年九月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 事業の名称及び工事名
農道整備事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）向喜津農道整備工事
- 二 施行場所
東伯郡三朝町大字穴鴨地内
- 三 経費の賦課基準
事業費の三十パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期
工事に着手した日の翌日から昭和五十六年三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法
金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。